

会見年月日	令和5年12月25日(月曜日)	
担 当 課	健康福祉部 社会福祉課	(担当者名:高見)
問い合わせ先	TEL:0791-43-6809 (内線:2131)	FAX: 0791-45-3396

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の追加支給について

1. 趣 旨

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた世帯のうち、特に家計への影響が大きい低所得世帯の負担軽減を図るため、住民税非課税世帯等に対して給付金を 追加支給します。

2. 内容

- (1) 支給対象者
 - ア 令和5年12月1日(基準日)時点で赤穂市に住民登録があり、かつ、同一世帯 全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯(以下「住民税非課税世帯」 という。)の世帯主。生活保護世帯も含みます。
 - イ 住民税非課税世帯以外の世帯のうち、予期せず令和5年1月から令和6年2月までの間に家計が急変し、同一世帯全員の各々1年間の収入見込額が、住民税均等割非課税水準に相当する額以下となる世帯(以下「家計急変世帯」という。)の世帯主。
- (2) 支給額
 - 1世帯当たり7万円(1世帯1回限り。①と②の重複受給はできません。)
- (3) 申請方法
 - ① 住民税非課税世帯
 - ア. 「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円)」を受給した世帯
 - → 通知後、受給口座に振り込みますので、<u>手続きは必要ありません。</u> ※受給口座を解約されている場合は問い合わせ先までご連絡ください。
 - イ. 新たに対象となる世帯
 - → 転入等により新たに対象となる世帯には、市から確認書を送付します。必要 事項を記載し、同封の返信用封筒で返送してください。
 - ② 家計急変世帯 申請手続きが必要で、審査後に支給されます。
- (4) 申請時期等
 - ① 住民税非課税世帯 通知書・確認書は令和6年1月中旬に発送します。
 - ② 家計急変世帯 申請書は、1月10日(水)以降に申請受付窓口やホームページで取得できます。
 - ※申請期限は①②いずれも、令和6年2月29日(木)です(消印有効)。



- (5) 申請受付窓口・問い合わせ先 市役所 2 階 2 0 2 会議室(臨時特別給付金窓口) ※土日祝日を除く 令和 6 年 1 月 1 0 日 (水) ~ 2 月 2 9 日 (木) 午前 8 時 3 0 分~午後 5 時 1 5 分 電話(直通) 0 7 9 1 - 4 3 - 6 9 8 2 FAX 0 7 9 1 - 4 5 - 3 3 9 6
- (6) 支給開始時期 令和6年2月以降、順次支給を開始します。